



区分	要件	支援内容
奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、移転 ①指定区域内に対象事業所等の設置をすること ②県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 ③投下固定資産額1億円以上（家屋及び償却資産） ④奈良県生活環境保全条例その他の法令に規定する 公害防止のための適正な措置を講じていること ⑤市税、その他公課を滞納していないこと ⑥完全操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長に届け出ていること 	<p>【工場等設置奨励金】 ※県優遇制度と併用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に賦課された固定資産税額相当額 限度額：1億円（3年間の合計） 期間：3年間 <p>【雇用促進奨励金】 ※県優遇制度と併用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業開始前後6か月の間に、市内在住の新規雇用従業員を1年以上常用雇用従業員として雇用する場合、1人につき20万円（上限1,000万円）
制度融資	<p>【中小企業融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人：市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人：市内に引き続き1年以上事業所を有していること ②運転資金・設備資金：引き続き6か月以上、同一事業を経営していること 店舗改造資金：引き続き1年以上、同一事業を経営していること ③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができる こと 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料：全額市が負担 ※経営者保証非提供選択時の上乗せ分は除く ・貸付利率の1%を市が補助 ・融資限度額 運転資金：700万円（3年以内） 設備資金：700万円（4年以内） 店舗改造資金：1,000万円（7年以内）